

2026年2月

## 2026年度FRINGE・ベネフィット税（FBT）申告

2026年度FRINGE・ベネフィット税（FBT）の課税年度がまもなく終了します。今回は、FBTの概要と2026年度における申告期限及び各種レート、並びに事前準備のポイントについて紹介します。

### ① FBT の概要

FBT は従業員（その家族等の関連者を含む）に対して雇用に関連して提供される現金給与以外の経済的利益（ベネフィット）に課税される税金で、**納税義務は雇用者（会社）**にあります。

### ② FBT 対象となるベネフィットの例

- ・ 会社が従業員の家賃を負担
- ・ 会社が従業員に車を提供し私用（通勤含む）で使用
- ・ 会社が従業員に駐車場を提供
- ・ 会社が従業員の個人所得税を負担 など

### ③ FBT 課税年度（2026年度）

**2025年4月1日～2026年3月31日**

### ④ 申告・納付期限（2026年度）

**2026年5月21日**

（会計事務所等の Tax Agent を利用する場合かつ電子申告の場合は **2026年6月25日**）

⑤ FBT 計算 (2026 年度)

FRINGE・BENEFIT 税額

= (ベネフィット課税対象額 × タイプ別グロス・アップ・レート) ×FRINGE・BENEFIT 税率

タイプ 1 グロス・アップ・レート (GST 控除対象の場合)	2.0802
タイプ 2 グロス・アップ・レート (GST 控除対象外の場合)	1.8868
FRINGE・BENEFIT 税率	<b>47%</b>

※2025 年度からの変更はありません。

⑥ 事前準備のポイント

- 勘定科目の区分：FBT に該当する費目について、日々の仕訳入力時に FBT 用の科目を設定して区分しておくこと、FBT 申告の際の集計がしやすくなります。
- ログブック (Logbook) の記録：従業員に供与されている社用車について、ログブックでプライベート目的及びビジネス目的ごとの使用状況を記録しておくことにより、FBT 金額を低くすることができる場合があります。なお、ログブックは連続する 12 週間以上の期間についての記録が必要となります。

※ 当ニュースレターの内容に関してアドバイスなど必要でしたら、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ先

## Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : [sh.sanuki@faircongrp.com](mailto:sh.sanuki@faircongrp.com)



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : [hi.torii@faircongrp.com](mailto:hi.torii@faircongrp.com)

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。